

市営住宅使用証書

住宅棟号

尼崎市長 稲村 和美あて

上記市営住宅の入居並びに使用については、次の各項を守り貴市に御迷惑をかけないことを確約いたします。もし入居者において規定に違反し義務を履行しないときは、保証人は連帯してこれを引受け、義務を履行することを誓約し、その証として本書を提出します。

記

- 1 家賃は毎月末日までにその月分を納付すること。
- 2 市営住宅を転貸し、又はその入居の権利を譲渡しないこと。
- 3 市営住宅の保管義務を誠実に履行すること。
- 4 市営住宅では犬・猫・鳥などのペット飼育を絶対に行わないこと。
- 5 市営住宅の模様替え・増築・用途併用・同居等に関しては事前に市長に申請してその承認を受けること。
- 6 住宅を退去し、又は明け渡す際同居人又は占有者等があるときは、入居者においてこれを退去させて住宅を返還すること。
- 7 前各項のほか尼崎市営住宅の設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守するとともに、これに基づく指示又は命令に従うこと。

平成 年 月 日

氏名	現住所 電話番号	職業及び勤務先 (会社名、住所、連絡先)	使用者との続柄	月収額	実印
入居者	〒 ( ) ☎ ( )		本人		
連帯保証人	〒 ( ) ☎ ( )				

- 備考
- 1 保証人は入居者と同程度以上の収入を有するもので市長が適当と認めるもの1名とする。
  - 2 保証人を変更しようとするときは市長に届出て承認を得なければならない。
  - 3 本書に本人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。

尼崎市長 様

個人情報調査同意書

私は、尼崎市に対する当該市営住宅家賃等の滞納を3月以上生じさせた場合には、尼崎市の担当部署がその債権の回収に必要な範囲で、尼崎市、尼崎市以外の官公署、金融機関、雇主及びその他の関係人が保有している私の個人情報閲覧または提供を受け、利用することに同意します

- 1 所得税、市民税及び県民税に関する情報  
(納税義務者の連絡先、収入額、所得種別及び所得額、収入に係る支払者の名称及び住所等、生命保険の控除の対象になった保険料の支払先の名称及び住所等)
- 2 固定資産税及び都市計画税に関する情報  
(固定資産税課税台帳に登録された土地及び家屋の所在地、価格、所有状況等)
- 3 預金口座のある金融機関名、支店名、口座番号及び預金残高
- 4 生命保険の加入状況及び保険契約内容

以上

平成 年 月 日

名義人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 実印

生年月日 大・昭・平 年 月 日

連絡先 \_\_\_\_\_

※取得した個人情報については、利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱うとともに、目的外利用は致しません。

## 誓約書

尼崎市 市長様

市営住宅の入居については、市営住宅使用証書の記載事項を遵守するとともに、次の事項についても誠実に履行することを誓約します。

1. 市営住宅に入居するものは、入居申込書に記載のとおりで、入居指定日から 15 日以内に転居し、市営住宅の住所地での住民票（入居者全員記載のもの）を速やかに（原則として転居後 15 日以内）提出します。  
また、入居承継、同居するものは、市営住宅を住居とし、市営住宅の住所地での住民票（入居者全員記載のもの）を速やかに提出します。
2. 市営住宅では、犬・猫・鳥などのペット飼育は行いません。
3. 団地内のきまりごとを守り、円満な共同生活を行います。
4. 騒音の発生や暴力行為など、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為、生活衛生上の迷惑又は日常生活に支障を及ぼす行為（以下「迷惑行為」という。）を行いません。また、同居者が迷惑行為を行うことを防止します。
5. 同居者を含め、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号」に規定する者でないことを申し立てます。
6. 尼崎市の職員及び関係者が「市営住宅立入検査証明書」を提示した場合は、正当な理由なく入室を拒否しません。
7. 住宅返還時には、入居者が負担する修繕に要する費用・家賃・使用料及び共益費等を清算します。また、住宅内の家財道具・ごみ等を完全撤去し、原状回復した後に明け渡します。

以上の誓約内容を履行しなかった場合は、速やかに退去するとともに、市営住宅の入居取り消し・明け渡し請求に異議を申し立てないこと。また、原状回復できない場合は、家財道具等の処分について、市の取り扱いに従うことをあわせて誓約します。

平成 年 月 日

住宅 棟 号室

名義人 \_\_\_\_\_ 実印

※ 印鑑証明 1 通添付

## 誓約書

尼崎市 市長 様

市営住宅の入居については、市営住宅使用証書の記載事項を遵守するとともに、次の事項についても誠実に履行することを誓約します。

1. 市営住宅に入居するものは、入居申込書に記載のとおりで、入居指定日から 15 日以内に転居し、市営住宅の住所地での住民票（入居者全員記載のもの）を速やかに（原則として転居後 15 日以内）提出します。  
また、入居承継、同居するものは、市営住宅を住居とし、市営住宅の住所地での住民票（入居者全員記載のもの）を速やかに提出します。
2. 市営住宅では、犬・猫・鳥などのペット飼育は行いません。
3. 団地内のきまりごとを守り、円満な共同生活を行います。
4. 騒音の発生や暴力行為など、精神的苦痛又は恐怖感を与える行為、生活衛生上の迷惑又は日常生活に支障を及ぼす行為（以下「迷惑行為」という。）を行いません。また、同居者が迷惑行為を行うことを防止します。
5. 同居者を含め、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号」に規定する者でないことを申し立てます。
6. 尼崎市の職員及び関係者が「市営住宅立入検査証明書」を提示した場合は、正当な理由なく入室を拒否しません。
7. 住宅返還時には、入居者が負担する修繕に要する費用・家賃・使用料及び共益費等を清算します。また、住宅内の家財道具・ごみ等を完全撤去し、原状回復した後に明け渡します。

以上の誓約内容を履行しなかった場合は、速やかに退去するとともに、市営住宅の入居取り消し・明け渡し請求に異議を申し立てないこと。また、原状回復できない場合は、家財道具等の処分について、市の取り扱いに従うことをあわせて誓約します。

平成 年 月 日

住宅 棟 号室

名義人 実印

※ 印鑑証明 1 通添付